

2021年度 事業者防災訓練 課題対応資料

1. 2021年度訓練で確認された課題

弊社では実際に起こりうる事象に対する実践的な能力を向上させることを目的として訓練に取り組んでおり、具体的に1.1に記載の4つの項目を活動の柱としています。

1.1 弊社の4つの活動の柱に対する課題

【①あるべき姿】

1. 人命保護

従業員及び作業員の人命保護を目的として、安全（放射線安全と作業安全）の確認が実施できていること、負傷者が発生した際の救助活動が適切に行われること。

2. 事態収束

放射性物質拡散防止の対応ができること。

3. 住民避難

事象の状況に応じた地域住民、近隣施設及び関係機関への的確な通報が実施できること。

4. 社会への説明責任

社会に対して誠実に事実の伝達を行うこと。

【②課題(あるべき姿とのギャップ)】

今回の訓練では、昨年度の訓練に引き続き、進展の早い事象における実践的な訓練を実施し、事態収束活動については目的を達成しましたが、人命保護（活動者の保護）、住民避難(的確な通報)及び社会への説明責任（情報提供）において、活動者への防護装備の的確な指示、正確な通報文の作成に一部不足がありました。

【③原因】

本来2部制訓練のうちの1部訓練では収束活動対処能力を確認することが目的でしたが、今回の訓練ではその趣旨を理解せず原災法に至る可能性のあるシナリオを考えたため、事象の進展が非常に速い訓練となりました。

進展の早い事象に対して、各自の判断で臨機応変に対応する能力の習熟度に不足がありました。また、情報提供での課題については、次項「1.2 情報フロー上の問題点」として別途説明します。

【④対策】

事象進展の遅い事象に対して、やるべきことを各自が確認しながら確実に実施する訓練を実施し、情報提供も含めて事故対応能力の向上を図っていきます。

1.2 情報フロー上の問題点

【①あるべき姿】

緊対所内で、戦略を決定するための重要な情報を整理することにより、収束作業の戦略を迅速に決定する。その戦略を緊対所内で共有することにより、各自が収束にむけて自律的に活動すると共に ERC 等関係機関に適切に情報提供する。

【②課題(あるべき姿とのギャップ)】

戦略を決定する情報が緊対所内でタイムリーに共有されず、本部から ERC 常時応答者への情報共有において「戦略」「進展予測」についての情報が不足していました。それにより、適切に関係機関に情報提供できたとは言えませんでした。

【③原因】

①緊対所内では現場対処のための指示に注力しており、戦略を決定する情報の緊対所内における共有方法が確立されておらず、ERC 常時応答者への情報共有が不足していた。

②ERC 常時応答者およびサポート者は自力で情報収集しようと努力したが、事象の進展が早く収集速度が追い付かなかった。

③事象の進展が早い場合の対処検討が十分でなかった。

【④対策】

①緊対所内で ERC 常時応答者へのサポート体制や情報共有の方法について、改善を検討します。

②③事象の進展速度が遅い想定で訓練を行い、緊対所内での情報共有能力の向上を図ります。その上で、段階的に速い事象進展での訓練に取り組み、事象の進展が早い場合においては、社会的影響を考慮した重要な情報を選択、整理し提供できるようにします。

1.3 通報文作成

【①あるべき姿】

通報文は法令に基づいた重要文書であり、速やかにかつ正確に記載すること。

【②課題(あるべき姿とのギャップ)】

- ①2 部訓練 第3報訂正報において、「訂正報」の記載がなく訂正報作成方法に誤りがありました。
- ②2 部訓練 第3報(10条通報)において、原因欄に原因ではなく結果を記載しました。
- ③2 部訓練 第4報においてモニタリングポスト値が10条15条の基準値を下回ったことを、収束と記載しました。

【③原因】

- ①新規通報文作成担当者に訂正報作成時のルールの周知が徹底されておらず、当該担当者は訂正報と記載する認識がありませんでした。また、通報文記載例兼チェックシートにも訂正報の作成方法が記載されていなかった。
- ②記載例兼チェックシートの原因欄には「燃料棒の破損」等の具体的な原災法事象に到達した原因を記載することにしていましたが、記載例兼チェックシートを使用することの周知が徹底されていないことから、原災法事象に到達した判断基準を記載していました。
- ③記載例兼チェックシートでは「基準値を下回った」と記載することとしていましたが、記載例兼チェックシートを使用することの周知が徹底されていないことから、誤って収束と記載してしまいました。

【④対策】

- ①②③ 担当者が交代した場合の引継ぎを徹底するとともに、誰でも通報文記載例兼チェックシートを使用できるように、その配置、掲示等を改善します。

2. 規制庁殿へのお願い事項

規制庁殿並びに当社の文書コミュニケーションだけでなく、対面での対話により、より理解を深めるための意見交換をさせていただきたいと考えております。

3. 添付資料

- ・情報フロー上での課題箇所を図1に示す。

以上